

平成29年4月

第50号

事務所通信

之  
ん

## 所 感

今年の入学式は桜満開のもと、新入生の明るい笑顔が見られて良かったですね。こんな日が多くあればあるほど良いなと思いました。

景気の回復に伴い各企業で人手不足が生じています。高齢化社会と若年労働者の減少により、現場ではヤマト運輸を始めとして、やりくりするのに大変苦勞しております。高齢者や、子育て中の母親の活用等、あらゆる方法を講じて行く必要があるかと思えます。

### 〔トランプ米政権の通商政策〕

トランプ氏を大統領に押し上げた、白人労働者らの支持者に成果を印象付けやすい通商政策では、強硬策を崩さないでしょう。最も重視する、貿易赤字の解消と雇用の回復は政策の最優先であります。中国・ドイツ・日本にとってトランプ大統領は手強い存在であると思えます。

### 〔円高への不安〕

米国長期金利の低下から日米金利差が縮小し、円高が進む可能性があります。

円安は、企業の輸出競争力拡大や、海外収益増加を通じ、日本経済を支える材料であります。反面、円高が進むと日本経済にも向かい風が吹きすさぶようになります。

### 〔圏央道効果〕

3月に開通した圏央道による効果として、茨城県は工場立地面積が全国1位になっています。宇都宮市では産業団地の予約分譲がすぐに埋まり、高崎市では大消費地に近く、水も潤沢に使えるため、同様に引き合いが多いとの事。その開通効果はおおきくなりそうです。

### 〔SUBARU〕

富士重工業は付加価値が勝負と、そして強いブランド力を築くため、社名を「スバル」と改めました。地元としても大いに期待し、応援をしていきたいものです。

新横綱・稀勢の里の春場所での逆転勝利は、本当に素晴らしかったですね！！思わず涙ぐんでしまいました。ケガの事が心配ですが。今後も日本中に勇気を与えてくれると思っております。誠におめでとうございます。

「大学」に、【荀（まこと）に】…日に新たに、日々に新たに、また日に新たなりとあります。

毎日毎日を、新鮮な気持ちと、感覚を大事に送って行きたいと思っております。

読者皆様のご健康、ご活躍をご祈念申し上げます。

森 富夫



## 税制改正関連

配偶者控除の見直しやタワーマンションの固定資産税で話題になった平成 29 年税制改正が施行されました。ふたを開けてみると、配偶者控除は納税者本人の所得に応じて段階的に逡減し、タワーマンションの固定資産税も高層階は増税で低層階は減税と、なんだか余計に複雑になってしまったような？ 感じがします。

かずある改正事項ですが、ここでは個人や中小企業に関係があると思われる、身近なものについて簡単にご紹介いたします。

### 《 法人税 》

#### 1. 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合、賃上げ率 2%未満の企業は 10%の税額控除、賃上げ率 2%以上は 22%の税額控除が可能になります。

#### 2. 中小企業経営強化税制の創設

中小企業経営強化法の認定を受けたものが、認定計画に基づく設備投資をした場合、即時償却又は 7%or10%の税額控除が選択適用できます。対象設備は機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアで事業に直接供される生産設備が対象です。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに事業の用に供した生産性向上設備に適用

なお、従来の中小企業投資促進税制は対象設備を一部見直しして適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年間延長。

#### 3. 軽減税率の特例の適用期限の延長

現在、中小企業者等に適用されている年間 800 万円以下の所得金額に対する軽減税率 15%（本則 19%）の適用期限が 2 年間延長されます。

平成 31 年 3 月 31 日以前開始事業年度まで適用

#### 4. その他

30 万円未満の少額減価償却資産の取得の特例、中小法人の交際費課税の特例についても適用期限が延長になりました。また、研究開発税制の拡充や事業承継税制の見直しがされています。

### 《 所得税 》

#### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者の給与収入の上限が 103 万円から 150 万円に引き上げられます。ただし配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける納税者本人に所得制限が設けられ、納税者自身の所得が 900 万円から段階的に減少し、1000 万円を超えると控除を受けることができなくなります。

平成 30 年分の所得税から適用

#### 2. 積立 NISA の創設

現行の NISA との選択適用です。年間上限 40 万円、累積投資勘定開設から 20 年間は配当金と譲渡益について所得税と住民税が非課税になります。

平成 30 年分の所得税から適用

### 《 相続税・贈与税 》

#### 1. 非上場株式の評価方法の見直し

類似業種比準方式による株価の算定方法が見直されました。また、会社規模の判定基準も見直され、業績が好調で利益が出ている会社の株式の評価額は、改正前よりも下がるケースがあります。

平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用。

平成 29 年税制改正は、企業の設備投資を促すものとなっています。適用要件や適用時期など事前に検討を要する課題等もありますので、詳しくは担当者にご相談ください。

川口 雅子



# セルフメディケーション税制

平成 29 年 1 月 1 日より医療費控除の特例として開始されたセルフメディケーション税制についてお話したいと思います。

従来の医療費控除は医療費が 10 万円又は所得の 5%を超えなければ所得控除の対象となりませんでしたが、セルフメディケーション税制ではスイッチ OTC 医薬品の購入額が 1 万 2000 円を超えれば所得控除の対象となります。

適用の要件に「一定の取組」を行うこととされていますが、これはさほど難しくなく殆どの給与所得者は特例の適用対象者になると思われます。

ただし従来の医療費控除との同時適用はできませんので有利な方を選択して確定申告をする必要があります。

## 1. 一定の取組について

次のような一定の取組を行い、その取組を証明する書類または健診等の領収証、結果通知書などの添付が必要となります。

- 保険組合又は市町村が実施する健康診査
- 勤務先で実施する定期健康診断
- 特定健康診査等
- 市町村が実施するがん検診
- 定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種

なお、任意に受診した全額自己負担の健康診査は「一定の取組」には含まれません。ただし、インフルエンザの予防接種は全額自己負担であっても「一定の取組」とされます。

## 2. スイッチ OTC 医薬品について

スイッチ OTC 医薬品とは、かつて処方箋で出されていた医療薬だったものが一般でも買える市販薬に

転用されたものをいいます。処方箋をもとに調剤薬局で出される薬は、スイッチ OTC 医薬品には該当しません。

薬局やドラッグストアでパッケージに OTC マークが表示された対象医薬品を購入するとレシートに星印が印字されますので、この領収証等を添付して確定申告をします。



セルフメディケーション税制の上限額は 10 万円でこれから足切りの 1 万 2000 円を差し引いた最高 8 万 8000 円が所得控除することが出来ます。

従来の医療費控除と同様に生計が一緒であれば家族が購入した OTC 医薬品を合計して 1 万 2000 円を超えていれば所得控除が出来ます。この場合、適用要件である「一定の取組」は家族全員が対象ではなく、申告する本人が健康診断などを行っていれば良いとのこと。

医療費控除がこれから先、皆さんの生活に身近なものになってくるでしょう。

松本 晃子



< パンナコッタ >

【作り方】

1. ●を混ぜてふやかす。
  2. ☆を全て鍋に入れ、沸騰しないよう注意しながら全て溶かす。
  3. 溶けたら火を止め、1のふやかしたゼラチンを入れる。バニラエッセンスも加え混ぜる。
  4. 鍋の粗熱がとれたら、器に流し入れ冷蔵庫で冷やす。
- ☆ お好みでカラメルソースやフルーツソースをかけてもおいしいです。

耐熱容器にイチゴ、砂糖を入れレンジで約2分程度加熱すると簡単にイチゴソースが出来ます。

青木 純子

【材 料】

●粉ゼラチン	5g
●水	50cc
☆牛乳	300cc
☆生クリーム (植物性)	200cc
☆砂糖	50g
バニラエッセンス	数滴



チャレンジ!

家庭菜園

～ スイカの育て方 ～

スイカを甘く育てるポイントを紹介したいと思います。



- 苦土石灰と元肥を入れます。
- 4月下旬～5月中旬 接ぎ木苗を畑に植え付けます。
- つるが伸び始めたら親づるの先端を摘み取ります。
- 整枝：生育の良い子づるを3、4本残し他の子づるは摘み取ります。
- 追肥：化成肥料を少なくとも2回多めに与えます。
- 摘果：1本の子づるに2個の実を残し、余分な実は小さいうちに摘み取ります。
- 収穫：実の一番近くについている葉とつるが茶色になったら食べ頃です。

スイカは利尿作用に優れており、肝臓病の予防に役立ちます。  
また、体を冷やす効果と豊富な水分と糖分を有するので、  
ほてった体を潤すのに即効性があります。

原島 奈津子

# 個人住民税の給与からの特別徴収の実施を徹底

他県ではすでに実施されているところもありますが、いよいよ今年度から、群馬県でも住民税の特別徴収が実施となります。そこで今回は特別徴収の事務手続きについてご説明したいと思います。

## 1. 特別徴収とは

事業者(給与支払者)が、毎月従業員(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員に代わって従業員の住所地の市町村へ納付する制度です。

## 2. 特別徴収の対象となる方

前年中(平成 28 年)に課税所得があり、本年度(平成 29 年)に個人住民税の課税が発生する方で、本年 4 月 1 日現在において給与の支払を受けている方が対象となります。

## 3. 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の特別徴収に係る徴収期間は 6 月から翌年 5 月までの 12 ケ月間です。市町村は事業者(給与支払者=特別徴収義務者)から提出された給与支払報告書とその他資料を基に税額を計算し、毎年 5 月末日までに下記の書類を事業者に送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用)
- ② 特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用)  
個々の従業員に配布して下さい
- ③ 納入書 (月毎に 1 枚、計 12 枚)
- ④ 特別徴収のしおり (市町村ごとに名称は異なりますのでご注意ください)

## 4. 納期と納入方法

特別徴収した個人住民税の納期限は、月割額を徴収した月の翌月 10 日となります。この日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌営業日となります。

市町村ごとにとりまとめ、市町村から送付された納付書で納付して下さい。個人住民税は、所得税と違い事業者が税額を計算する必要はありません。また、給与の支払を受ける従

業員が常時 10 人未満の事業者は、申請により市町村の承認を受けることで毎月の納入から年 2 回の納入に変更する納期の特例を利用することもできます。(詳細は担当者にお聞き下さい)

## 5. 退職者・休職者の徴収方法

### ① 6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えて従業員本人に納付していただきます。また、利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払をする給与又は退職手当等から未徴収税額の全部を、最後の給与又は退職手当等から差し引いて納入する方法もできます。(一括徴収)

### ② 翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職等をした場合

地方税法の規定により、特別徴収できなくなる税額は 本人の申し出がなくても 5 月 31 日までの間に支払をする給与又は退職手当等から一括徴収となります。(特別徴収できなくなる税額が退職手当等を超える場合は、この限りではありません)5 月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納付となります。

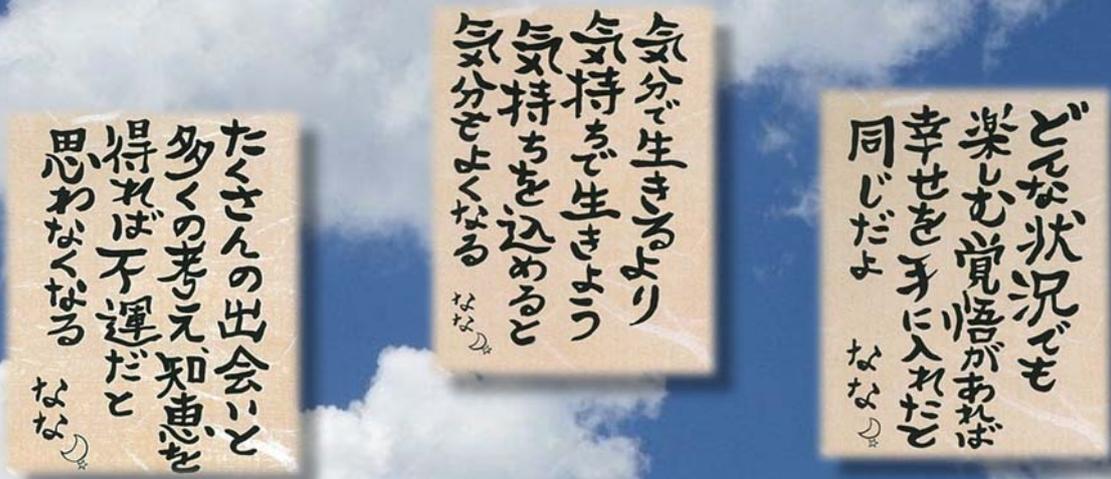
## 6. 異動届出等の提出

退職や休職等により給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、必ずその事由が発生した日の属する月の翌月 10 日までに、市町村に異動届出書を提出して下さい。

以上、簡単にご説明しましたが、特別徴収により新たな事務処理が発生することとなります。特別徴収税額決定通知書が届きましたら、納税義務者の納税額の確認と、月々の徴収・納付の準備が大切かと思えます。

新島 澄栄

# 青い空と心の風景から



【杉本敦美 作品集より】

## 雇用保険について

### 65歳以上も雇用保険に加入 ～平成29年1月1日より～

以前では、65歳を過ぎてから雇用される労働者は雇用保険に加入する義務はありませんでした。しかしながら、継続雇用制度の導入により65歳まで、もしくは65歳以上の働く方が増えてきているこの近頃では、65歳以上の労働者にも雇用保険加入する流れとなりました。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用要件に該当する場合は、適用対象となり、資格取得届を提出することになりました。雇用保険の適用要件とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあることをいいます。

#### 1. 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

- 雇用した時点から高年齢被保険者となります。雇用日で資格取得届を作成します。

#### 2. 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

- 平成29年1月1日より高年齢被保険者となります。資格取得日は、平成29年1月1日で作成します。

65歳以上の加入者にとってのメリットは、改正前は失業給付が1回のみであったのが、改正後は給付の回数制限がなくなります。また条件を満たせば、家族のための介護休業給付金ももらえるようになります。

65歳以上の方の雇用保険料に関しては、平成31年度までは免除となるので、当面の保険料の負担がないのも労使双方の大きなメリットとなります。

森 理英子

## 時間外労働の上限規制について

大手広告代理店電通の女性新入社員の過労自殺が大きな話題となりましたが、政府に「働き方改革実現会議」（議長安倍首相）ができ、時間外労働の上限規制等を検討しています。

最も忙しい月に何時間まで時間外労働を許容するかについて、労使の合意がなかなか得られませんでした。先月3月13日、首相官邸での安倍首相の裁定により、「100時間未満」とすることで双方が検討することで合意しました。

これを受けて政府の「働き方改革実現会議」は、3月末に以下の内容を実行計画にとりまとめました。更に、政府は実行計画の内容を織り込んだ労働基準法の改正案をこの秋にも国会に提出する予定としています。なお、この労働基準法の改正案には、法施行5年後の見直し規定が設けられる予定です。

1. 労使協定（36協定）を結ぶことを前提に、原則上限は月45時間、年360時間とする。
2. 繁忙期の特例として、年間の上限を720時間（月平均60時間）とする。
3. 特に忙しい時期の上限は、休日労働を含んで、2ヵ月ないし6ヵ月平均で80時間とする。
4. 極めて忙しい1ヵ月の上限は、休日労働を含んで、100時間未満とする。
5. 月に45時間を超える時間外労働は年半分を超えないこととする。

以上を労働基準法に明記し、これらの上限規制は、罰則付きとして実効性を担保する。

現在は、建設業、運送業、研究開発については、原則上限の月45時間、年360時間の規制の対象外となっていますが、建設業と運送業については、5年後の見直し時に上記規制の対象とし、研究開発については、その後も規制の対象外とされる見込みです。

また、勤務医師の繁忙期の上限規制については、適用を猶予し、5年後の見直し時の規制対象とする方向であると言われています。

現在、36協定で原則上限の月45時間、年360時間の時間外労働では足りず、特別条項を結んで、年に6ヵ月までは月80時間超、年720時間超の時間外労働まで認めている企業では、上記の改正労働基準法が施行されるとこの36協定は認められません。また、休日労働の多い企業でも、休日労働を含んで“2ヵ月ないし6ヵ月平均”（下記注参照）で80時間が上限となるよう時間外労働を納めなければなりません。

働き方改革といわれるように働き方そのものも見直して、改正労働基準法の施行に備える必要があります。

注)2ヵ月ないし6ヵ月平均80時間以内とは、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、5ヵ月、6ヵ月のいずれにおいても月平均80時間を超えないことを意味します。

社会保険労務士 白澤貴夫



# 帳簿のエクセル活用術

## ～ SUMIF 関数 ～

仕訳ごとの合計金額が知りたい、  
だけど手計算だと見落としや計算ミスをしそう…  
そんな時に便利なのが『SUMIF 関数』です。

**=SUMIF (①範囲、②検索条件、③合計範囲)**

①の範囲から、②と同じ文字を探し、  
同じ行の③を合計した答えを表示してくれます。

<例>

(1) 仕入高の合計を計算したい (G2 セル)

**=SUMIF(\$A\$2:\$A\$12,F2,C\$2:\$C\$12)**

赤の列範囲から F2 (売上高) の文字と一致するセルを  
探し、同じ行の緑の列範囲の数字を合計する。

(2) 消耗品費の合計を計算したい (H5 セル)

**=SUMIF(\$A\$2:\$A\$12,F5,C\$2:\$C\$12)**

赤の列範囲から F5 (消耗品費) の文字と一致するセルを探し、  
同じ行のオレンジの列範囲の数字を合計する。

エクセルの関数は慣れるまでは難しいですが、  
便利なものがたくさんあります。  
是非、活用してみてください。

	A	B	C	D
1	仕訳	摘要	入金	出金
2	消耗品費	Aストア 洗剤代		1,110
3	仕入高	株B 材料代		25,300
4	水道光熱費	C 電力 電気代		6,500
5	消耗品費	D 文具 事務用品代		7,580
6	売上高	E 商店 売上金入金	12,000	
7	消耗品費	Aストア ゴミ袋代		600
8	水道光熱費	F 市 水道料金		4,500
9	普通預金	預金引出	30,000	
10	仕入高	G(有) 材料代		16,000
11	売上高	株H 売上金入金	18,650	
12	...	...	...	...

	F	G	H
2	売上高	30,650	
3	仕入高		41,300
4	水道光熱費		11,000
5	消耗品費		9,290

中塚 亜希子

## 日経新聞を読んで

### 成年後見制度



成年後見制度とは認知症などで判断能力が低下した人のための制度です。  
例えば介護施設との契約や、入所施設への支払を本人に代わって、家族の誰かが本人の代理人として行うとします。

このとき家族といっても第三者であるので、代理で契約したり、本人のお金を勝手に引き出して支払うことはできません。

このときに本人の代理人だという証明があれば本人に代わって様々な手続きを行うことができます。これが成年後見制度です。

・身寄りが無い、なるべく自分の望むような生活を送りたい  
・遠方に住む親が1人暮らしをしている

などのことがございましたら成年後見制度の利用を考えてみてはいかがでしょうか。

### もう一つの終活

『終活』という言葉が聞かれるようになってから久しいですが、皆様は『終活』をされていらっしゃるのでしょうか。

「いやいや、まだまだ私は若いし元気だから縁がないよ」。

そうおっしゃる貴方、若くて元気だからこそ、今のうちに取り組みませんか。

終活に関して多くの書籍が出版されセミナーも各地で開催されています。終活しましょうと申し上げている私ですがこれらの書籍を読んだこともセミナーなるものに参加したことはありません。ですからどんなことが一般的に終活なのかは知りません。知らないくせに何を偉そうにとお怒りなのはごもっともですが、先日こんなことが立て続けにありました。

司法書士という職業柄、戸籍謄本を拝見することが多くあるのですが、相続人を調査していたところ養子がいることが判明しました。娘さんの婿養子として養子縁組されたのですが、娘さんとはその後離婚。しかし婿養子の縁組を解消する届け出をしていなかったのです。

離婚をしても養子縁組は当然には解消されません。離縁の届け出が必要です。それなら、今から届け出れば・・・ところが養親はすでに他界し、相続が発生。となると、養子である地位は失われられないため養親の相続人のひとりになってしまうのです。

また、別の養子についてのケースですが、こちらは母親の再婚に伴ってその子を再婚相手と養子縁組をしたケース。残念ながら間もなくして両親が離婚。こちらも離婚したからといって当然には養子縁組は解消されません。母親の復氏の際に家庭裁判所で子の氏の変更などしていれば養子縁組の解消を忘れることはないと思いますが、子がある程度の年齢であれば本人に父親との養子縁組を続けたいかどうか確かめみるのも大事なのではないのでしょうか。

それから、戸籍謄本を見ているとこれは誰？というのが稀にですけどあります。私自身のことで申し訳ないのですが呼び名と本名がまったく違うという祖父の弟がいました。これは問題ないのですが、問題なのは検討がつかない人です。誰？という人が相続人のひとりになっているケースもあるからです。さて、こうなったら一大事。近い人が皆亡くなってからでは確かめようがありません。死亡しているのか生きているのか、はたまたどこにいるのか、無事に遺産分割できるのか、家庭裁判所へ死亡宣告の申し立てをするのか、不在者財産管理人の選任を申し立てるのか・・・。

普段、戸籍謄本などは見る機会などはないと思いますが、ぜひ一度、遡って両親や祖父母の戸籍謄本を取得してみるのもいいかもしれません。

『終活』とは財産の処分や自分の思いを遺すだけではありません。“身分の終活”も忘れずにおきたいものです。とくに若くて元気なうちに。



司法書士 米澤 智子

# おすすめの一冊

誰も教えてくれない

## 「あなたの会社のお金の残し方、回し方」

本書では阪神淡路大震災で40億円以上の損害を受け、負債140億円を完済した元経営者が説く銀行との交渉術、事業再生などがまとめられています。また、銀行に対する意識を変え、銀行や銀行員はビジネスパートナーであり、1つの取引業者として考え日頃からコミュニケーションをとることも重要です。

その他にも

- ・「保証協会付き融資」や「プロパー融資」の真実
- ・融資を誘発させる交渉術
- ・共同担保でお金を借りてはいけない

などがまとめられており、資金繰りに悩んでいる経営者の方におすすめの一冊です。

島村 賢



著者：三條慶八

発行所：フォレスト出版

## 「言葉づかいのトリセツ」

相手と状況に応じた言葉を選んでいますか？

日本語は表現豊かな言語です。

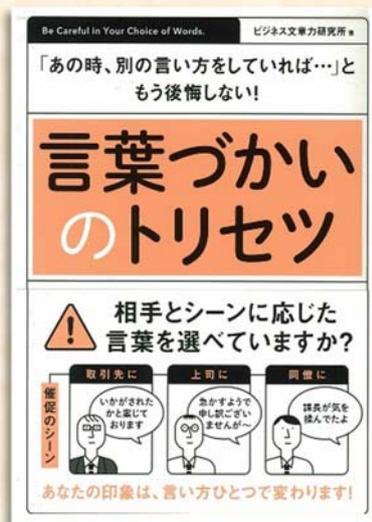
一つの意味を表す言葉でも、様々な表現方法があります。

言葉づかいに迷ったり、別の言い方をしていればと後悔した経験がある方も多いと思います。

逆に言えば、適切な言葉を選び取ることができれば、自分の思いを正確に伝えることができます。言葉づかいの上手な人は、より良い人間関係を築き出すことが出来、仕事で成功を収めることに繋がると思います。

本書では、年齢や役職などの上下関係、状況などを考慮して様々なビジネスシーンにふさわしいフレーズと解説、例文を紹介しています。

言葉選びのヒントとして、また新入社員の方にもおすすめの1冊です。



著者：ビジネス文章力研究所

発行所：実務教育出版

青木 純子

# 税務カレンダー

## 4月

2月決算法人の確定申告	【5月1日(月)まで】
8月決算法人の中間(予定)申告	【5月1日(月)まで】
固定資産税第1期分の納付	【5月1日(月)まで】

- ・ 新入社員を迎える企業は、研修の準備や扶養控除等(異動)申告書の提出を確認しましょう。
- ・ 6日～15日は春の交通安全運動の期間です。また、若葉マークの車が増える時期ですのでマイカー通勤者や営業車を利用する従業員に安全運転を指導しましょう。

## 5月

3月決算法人の確定申告	【5月31日(水)まで】
9月決算法人の中間(予定)申告	【5月31日(水)まで】
個人住民税の特別徴収税額の通知	【5月31日(水)】

- ・ 自動車税は、4月1日現在の自動車所有者に対して課税されますので、期限までに納付しましょう。
- ・ 冬服から夏服への衣替えの準備を行いましょう。

## 6月

4月決算法人の確定申告	【6月30日(金)まで】
10月決算法人の中間(予定)申告	【6月30日(金)まで】
所得税予定納税額の通知	【6月15日(木)】

- ・ 6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収が始まりますので、給与明細などへの記載を確認しましょう。
- ・ 労働保険の年度更新手続きが6月から始まりますので、遅れない様手続きをしましょう。
- ・ 中元・暑中見舞状の手配を始めましょう。



### ひとこと

年4回のペースで発行して参りました「えん」、この度記念すべき第50号です。今月号より編集を担当することになりました依田です。なるべく読みやすい紙面になるよう心がけたいと思います。

依田 一恵

## 森・白澤・米澤合同事務所

税理士法人 森会計事務所  
森 弘毅 公認会計士事務所  
白澤貴夫 社会保険労務士事務所  
米澤智子 司法書士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号

TEL 0276-63-6011 FAX 0276-63-6056

E-mail [morikaikei@mva.biglobe.ne.jp](mailto:morikaikei@mva.biglobe.ne.jp)

URL <http://www.morikaikei.jp/>